

# 稲城市に建築する中高層建築物の高さの最高限度に関する指導指針

## 第1（目的）

この指導指針は、稲城市宅地開発等指導要綱を補完し、地域の特性を生かした住みよいまちづくりを実現するため、建築物の高さの最高限度を定めることができる地区計画区域以外の土地について、中高層建築物の高さの最高限度に関する指導指針を定め、事業者を適正に指導するものである。

## 第2（用語の定義）

この指針における用語の意義は、都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）及び建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）の例による。

2 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域：市内において、歴史的、文化的又は物理的につながりを持つ一定の区域及び同一の用途地域を指定している一団の区域をいう。
- (2) 市民：市内に住所を有する者及び市内の土地又は建築物に関して権利を有する者又は利害関係を有する者をいう。
- (3) 事業者：開発事業に係る工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで、自らその工事を行う者をいう。

## 第3（市の責務）

市は、事業者に対し、地域の特性を生かした住みよいまちづくりを推進するために必要な助言及び指導を行うものとする。

## 第4（市民及び事業者の責務）

市民及び事業者は、地域の特性を生かした住みよいまちづくりの実現に貢献するとともに、本指針に協力しなければならない。

## 第5（中高層建築物の高さの最高限度）

中高層建築物の高さの最高限度は、原則として以下のとおり定める。（計画図参照）

- (1) 川崎街道に接する土地で計画図に示す範囲内に建築する建築物の高さの最高限度は36m以下とする。
- (2) 南多摩尾根幹線に接する土地で計画図に示す範囲内に建築する建築物の高さの最高限度は30m以下とする。
- (3) 上記(1)及び(2)以外の土地に建築する建築物の高さの最高限度は25m以下とする。

ただし、地区計画区域及び第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域は除く。

また、この指針が施行される以前に建築された、高さが上記(1)、(2)及び(3)を超えている中高層建築物で、当該建築物を建替える場合、また、総合設計制度等で周辺環境を考慮した建築物及び公益上必要と市長が判断した中高層建築物は適用除外とする。

なお、建築物の高さとは、地盤面からの高さとする。（建築基準法施行令第2条参照）

## 第6（雑則）

この指針に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 付則

この指針は、平成19年2月1日から施行する。

### 付則

この指針は、平成19年9月1日から施行する。

### 付則

### 施行期日

この指針は、平成20年12月9日から施行する。